

第150回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和4年10月18日(火) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都産業労働局 島しょ農林水産総合センター会議室 (Web併用会議)
東京都港区海岸2-7-104
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番 | 馬 場 治 |
| 2番 | 村 山 将 人 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 4番 | 関 恒 美 | 12番 | 川 村 松 男 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 13番 | 山 下 奉 也 |
| 6番 | 佐々木 隆 幸 | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 7番 | 丸 裕 二 | 15番 | 有 元 貴 文 |
| 8番 | 井 上 潔 | | |
- 4 欠席委員
- 5 その他の出席者
- | | | |
|------------------|---------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課 | 課 長 | 藤 井 大 地 |
| 〃 | 課長代理 (漁業調整担当) | 伊 藤 誠 |
| 〃 | 課長代理 (漁業取締担当) | 龍 岳 比 呂 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 愛 宕 克 哉 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 山 本 敬 介 |
| 〃 | 主 事 (漁業調整担当) | 新 藤 達 弥 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長 | 中 野 卓 |
| 〃 振興企画室 | 室 長 | 小 野 淳 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 | 米 本 武 史 |
| 〃 | 主 事 | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 13番 山 下 奉 也 14番 小 島 智 彦
- 8 報告事項
- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項等について
 - (2) 知事許可漁業の変更の許可に関する取扱い方針について (まぐろはえ縄漁業)
- 9 議 案
- (1) 漁業法第64条第4項に基づく海区漁場計画(案)に対する意見聴取について(知事諮問)
 - (2) 漁業法第64条第5項に基づく公聴会の開催について(協議)
 - (3) 伊豆諸島海域におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置、許可等すべき期間及び許可の有効期間について(知事諮問)

(4) 伊豆諸島海域におけるいきえさの使用制限の委員会指示について

10 その他

11 議事事項

(午後2時00分 開会)

事務局長	<p>東京海区漁業調整委員会を開催したいと思います。</p> <p>出席状況の報告。定数 15 名中、本日出席は 15 名（2 番前田委員、6 番佐々木委員、9 番馬場委員、13 番山下委員、14 番小島委員の 11 名はウェブ参加）。</p> <p>資料の確認。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。前回は8月4日で2か月空いたわけですがけれども、久々に対面開催となりました。リモートとの併用になりますが、ウェブで参加の皆さん、音声の調子や何か問題がありましたら、早めにお申し出ください。</p> <p>久しぶりにこうして皆さん集まれたわけですがけれども、次はマスクが外れて都庁で集まれれば一番いいのですが、まだ先のことになるかと思えます。</p> <p>議事を進めたいと思います。本日の議事録署名人を最初にお決めしたいと思うのですがけれども、13 番の山下委員、14 番の小島委員にお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。</p> <p>早速、報告事項で事務局からお願いいたします。</p>
事務局長	<p>【報告1】に基づき説明。</p> <p>11 月8日の東日本ブロックには、有元会長と岩田委員にお声がけをさせていただいて、ウェブで、直接、水産庁の担当者等が臨席している場で発言をしていただきたいと思っております。一応報告ということで、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。今年の東日本ブロック会議は神奈川海区の順番で、2年間書面開催が続いていたのですがけれども、今回はウェブ開催となって、意見を直接届ける機会になっています。毎年要望内容の文章表現で苦労しているのですがけれども、また継続で同じ文章で出せば同じ回答しか出てこないということで苦労しながら、特にVMSの問題については、国と直接に意見を交わせるようになればいいということで、文章、表現を工夫しております。何かご意見ございますでしょうか。</p> <p>岩田委員、11 月8日の会議、よろしく願いいたします。ご一緒してください。</p> <p>では、特にないようですので、続いて報告事項です。お願いします。</p>
水産課	<p>【報告2】に基づき、説明。</p>
会長	<p>ありがとうございました。小笠海域でまぐろはえ縄漁業の許可の変更についての取扱い方針を定めるということです。ご質問やご意見いかがでしょうか。特に、小笠原の委員さんいかがでしょうか。</p>
11 番委員	<p>この話は水産課の方から事前にお伺いしています。また、船籍だけの変更の場合ということで、特に問題ないかと思っております。</p>
会長	<p>佐々木委員はいかがでしょう。</p>

6番委員	自分も事前に聞いているので、了承しています。
会長	<p>どうもありがとうございました。報告事項となっていますがご異議がないため、ここで了解したということにいたします。</p> <p>報告事項は以上でよろしいでしょうか。</p> <p>本日は議案が4件です。議案1「漁業法第64条第4項に基づく海区漁場計画(案)に対する意見聴取について(知事諮問)」をお願いいたします。</p>
事務局長	【資料1】の諮問文を朗読。
水産課	【資料1】の諮問文以降、説明
会長	<p>ありがとうございました。漁業権の免許の切替えに関する漁場計画案になります。昨年は小笠原地区について、既に開催しているわけですがけれども、今年は伊豆諸島の各地区を加えた全地区となっています。答申の決定については、次の議題となっている公聴会で、意見を聞いてからとなりますけれども、本日、何か確認しておきたいことなどありましたらご質問をお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>では、本日はここままで、続きは公聴会の後で、委員会として実施することになります。</p> <p>続きまして、議案2「漁業法第64条第5項に基づく公聴会の開催について(協議)」、事務局からお願いします。</p>
事務局長	<p>資料2をご覧いただきたいと思います。令和4年度の公聴会の開催についてでございます。一応、「協議」としてございますが、本日、皆様方からある程度の部分についてはご決定いただき、細かい文言等は会長及び事務局に一任という形にさせていただいたら、こちらとしても非常に助かります。</p> <p>それでは、ご説明申し上げます。新型コロナの関係から、公聴会は基本的にはウェブで、昨年同様の小笠原の開催方法ということを、以前ご説明させていただきました。しかしながら、ここのところ感染者数も下がって、収束という判断ができるのか、行動制限等も大分緩和されている状況でございます。</p> <p>改めて、皆様方のご意見で、今までどおり、10年前の開催のように、皆様方がそれぞれの地区に集まり、公聴会を開催するほうがいいのかどうかということも含め、ご意見を頂けたらと思っております。</p> <p>まず、公聴会を開催するということについて、本委員会として決定をしていただくということ。</p> <p>次に、公聴会について、日時、場所、そして意見を聴取する案件、ただ今、水産課からご説明があった「海区漁場計画案」になります。このことを、東京都の公報に公示することを確認していただきたいと思います。</p> <p>3番目、公述人が5人あるいは10人とも多数の希望があった場合、やはり、公聴会自体が長引き、皆様方にもそれに合わせて時間等を作っていただくということもあります。もし、多数の場合は、ある程度会長専決で人数を絞っていただくこと。基本的には、多様な意見を頂くという基本姿勢のため、似たような意見については事務局側で絞るということ、会長専決とすることをご了承いただきたいと思います。</p> <p>4番目、公述人の陳述方法です。基本的には、直接意見を申し述べていただくということではございません。しかしながら、当日急遽出席できないということもあるかと思っておりますので、それを担保する意味で、代理人による意見陳述の方法と文書による意見の提出も可能とすることを、事前に皆様方からご了承いただきたい</p>

4番委員
事務局長
4番委員
事務局長

いと思っています。

それから、最後になります。傍聴人の関係です。これも、会場等の確保の都合、特に新型コロナウイルス感染症の対策も必要であるので、ある程度の人数を、この委員会で諮りたいと思っています。

まず、公述人の皆さんからはウェブで意見陳述していただく。委員の皆様方は、委員会の開催日に合わせて公聴会を開く場合には、本日のように都内に集まっていただく。また、公聴会のみを開催する場合は、本日のように一か所に集まる必要もございませんので、皆様方も通常のウェブでの出席とする。そのような形で考えていますが、その辺はいかがですか。

ウェブでいいでしょう。ウェブでやるのが決まっているのでしょ。

別にご希望があればということですが。

いいのではないですか。

では、そのようなことで進めさせていただきたいと思います。

次に、これまでは、各支庁管内4か所で開催してきました。ウェブで全地区をまとめて開催する形ですと、公述人の方を待たせてしまったり、委員の皆様も丸1日ということもあるため、事務局案として、2回に分けて開催したらどうか。

大島支庁管内の漁協が5つ、三宅、八丈、小笠原支庁管内合わせて漁協が6つということ。公述人も、従前ですと一漁協あたり大体4人程度というところで、この2回に分けて開催したほうがよろしいか考えております。

それから、「公述人の人数」について、各漁協からの意向ということになります。少なくともおひとりは出していただきたいということと、従前からの4名程度でいかがでしょうか。同じような主旨の発言であれば、事前にまとめていただくと、議事進行の上で助かります。

そして「公聴会の開催時期」です。2回の開催で、最終的には委員会からの答申を決定する場も必要なことから、まず、第1回を、「12月19日から23日の間」で具体的には「22日」、公聴会のみを開催する、第2回は、年明けの「1月12日から17日の間」で具体的には「17日」、公聴会の後に引き続き委員会を開催するということを考えてございます。各支庁、会議室の確保の関係、各町村等との調整をお願いする予定です。

第2回の公聴会に引き続き委員会を開催すると説明しましたが、委員会は本日も同様に、皆様方にはこの会場にお集りいただくということを考えています。そのため、この2回目の公聴会もこの会場からご参加いただきたいと思います。

それから、繰り返しになりますが、皆様方の「出席方法」でございます。12月予定の公聴会につきましては、可能な限りウェブにより参加いただきたいと思います。当日、都内の委員の皆さんの出席のためこちらの会場も確保する予定でございますので、何らかの事情でこちらにお越しの場合はご連絡をお願いします。お席をご用意いたします。

2回目の公聴会は、委員会開催と同日を予定していますので、やはり基本対面と思っています。その他、内湾地区のお二方、学識経験委員の4名の方は、それぞれウェブなり、こちらに来ていただくなり、ご対応いたしたいと思っています。

各島からでございますが、基本的に、各支庁の会議室を会場としてウェブでつなぐということを考えてございます。公述人の方と委員の皆さんには、支庁に来ていただき、ご出席いただきたいと思います。漁協のパソコン等で、公述人と委員の皆さまが、交互に参加する形ですと、公述人と海区委員との立場違いま

	<p>すので、できれば支庁の会議室にお越しいただきたいと思います。</p> <p>また、新島や神津島の地区につきましては、支庁がございませんので、村等にご協力いただいて、同一会議室でも座席を分けた配置で参加いただくことを考えてございます。</p> <p>続きまして、傍聴人の関係でございます。「傍聴人規程」は事務局長が決めることとなっておりますが、皆様のご意見もお聞かせいただければと思います。現在の傍聴人の人数は、会議室の関係から5名ということです。また、会議室名を、具体的に、都庁舎内の委員会室、また、昨年開催した小笠原支庁と明示しています。しかしながら、本日のような島しょセンター、また、その他にも庁舎外の会議室を借りる場合も想定されますので、特に明記することは変更したいと思います。なお、都庁で開催する場合は事前に会長が委員会に諮るということで、皆様方に了解を頂きたいと思います。</p> <p>最後に、まとめて、これから、公報に公示する事務局案を読み上げさせていただきます。最終的には、東京都の文書担当等のチェックのあと若干の手直しがございます。</p> <p>まず、「日時」が、(1) 令和4年12月22日、(2) 令和5年1月17日ということで考えております。「場所」につきましては、(1) は基本的にウェブ開催ということから、都庁委員会室で、皆様方はウェブで参加、(2) の1月は、東京都島しょ農林水産総合センターが会場で、皆様方は参集いただき、公述人はウェブで参加という形で考えてございます。</p> <p>「案件」は、先ほどご説明申し上げた「海区漁場計画(案)」ということ。また、「注意書き」として、「やむを得ない事情で順延する場合もある」ということを入れさせていただいております。</p> <p>以上、皆様方、特にご異論、ご意見等なければ、本日了解いただければ、次回11月の海区委員会を予定しておりますが、改めてのご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>ちょっと長くはなりましたが、よろしくご検討お願いしたいと思います。</p>
1 番委員	決まっているのでしょうか、公述人も2人決めたよ。
会長	公聴会の準備が進んでいるということですね。
事務局長	説明が長くなって申し訳ありません。
会長	<p>本日、できれば決定できるものは決定しておきたいということです。</p> <p>公聴会を開催すること、開催の日時は、小笠原・三宅・八丈が12月22日、大島地区が1月17日。場所については、都庁に集まる場合もあります、都内の方は都庁に集まって。ただし、島しょセンターでという可能性も残しております。</p> <p>それから、水産課から説明のあった案件。公述人については、会長が決定する件。それから、代理人出席と書面による意見提出の件について。最後が傍聴人と人数についての説明がありました。</p> <p>ご意見、ご質問ありますでしょうか。</p>
11 番委員	公述人の人数はいつ頃から決めるのですか。
事務局長	大体1か月ぐらい前でよろしくお願ひします。
11 番委員	いいのですか。

4番委員	もう、だいたい決めてしまいましたよ。
会長	各地区でも準備が進んでいるというのはありがたいかぎりです。異議がなければ、事務局の説明のとおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。 次に、議案3です。「伊豆諸島海域におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置、許可等すべき期間及び許可の有効期間について（知事諮問）」。これも事務局からお願いします。
事務局長	【資料3】の諮問文を朗読。
水産課	【資料3】の諮問文以降、説明
会長	どうもありがとうございました。年月日の変更のみとなっております。何かご意見ございますでしょうか。 特にご意見がないようですので、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。 続きまして、議案4です。「伊豆諸島海域におけるいきえさの使用制限の委員会指示について」。事務局からお願いします。
事務局長	【資料4】に基づき、説明。
会長	どうもありがとうございました。午前中に開催されました海面利用小委員会のご意見などについて、座長の岩田委員からご説明いただけるでしょうか。
3番委員	午前中ありました海面利用小委員で、ご意見を伺いまして、特に異議はないということでしたので、ご報告させていただきます。
会長	ありがとうございました。こちらも年月日の変更のみとなっております。何か意見ございますか。こちらも特にございませんので、原案どおり決定します。これで、本日予定していた議案4件が全て終わりました。 その他で、委員の方から何かありましたらお願いいたします。
4番委員	また、うるさい話になるかもしれませんが。今度は、新たに5トン未満の船を3隻用意して、伊豆諸島の海で、マグロのはえ縄を始めるという話が聞こえてきています。このまま、進んでいけば、また、漁場で大混乱が起きる状態が見えていると思うのです。現在、他県で1隻を直して、合計で3隻目らしいのですが、今のうちに何とか対策を行わないと、また、もめごとになることが明らかと思うのです。今回、水産課ともいろいろ相談をしたのですが、何とか対策ができるものなら何とかしていただきたいと思います。どうでしょうか。
水産課	この話は、先々週、田中委員のほうからも電話を頂き、他県で5トン未満の船が操業準備をしているということでした。 このような3級船の操業につきましては、以前からも、1隻ですがはえ縄をやっているというお話は頂いていたのですがけれども、今度、この1隻以外に、もう1隻着業をする可能性があるという情報も頂いております。 これは、漁業調整や漁場利用の上で問題となるということで、次の委員会で、「浮きはえ縄の承認」の審議を皆さんにお願いすることを考えています。現在の「浮きはえ縄の承認」に関しては「5トン以上20トン未満の船」は承認が必要ということになっています。

	<p>ここに、自由漁業であっても、新たに5トン未満船が入ってくると、今現在でも漁場が狭く操業船同士に支障が生じている中、また、クロマグロについてはTAC導入がされていることもあって、むやみに着業を認めるべきではないということから、5トン未満の船についても、新たに承認制として、操業秩序を行い漁業調整を図るということで、現在、関連する各県に調査を開始しております。</p> <p>既に、関係の深い一都三県の中で、神奈川県、それから静岡県については、直接県庁に出向き状況をお話し、調査に関する協力依頼をしております。また、千葉県についても、明日出向いて調査の協力依頼をする予定としています。</p> <p>そういった中ですが、着業希望があり、なおかつ過去5年間で実績がある船については、現在認めていかざるを得ないかと考えています。そのため、実績のない船については、これはご遠慮いただくということに対応していきたいと思っております。</p> <p>現在、太平洋側の各県に対して、調査票を送付し、調査を進めているということで、次回の委員会のときには、5トン未満も含めた承認制にすべく、今、調整しているところがございますので、ご承知おきいただければ幸いです。以上でございます。</p>
会長	ありがとうございます。いかがでしょうか。田中委員。
1番委員	今は2隻だという話で、他にも1隻はどこかから持ってきている船だって、だから全部で3隻あるらしいですよ。
水産課	ただ、伊豆諸島での実績がない船については、こちらはもうお断りしようと思っています。
1番委員	誰かの名前、名義を利用して申請してきたらどうなるのか、心配。
4番委員	誰の名前でやるか調べられないのですか。
水産課	ちょっと、そういったところは県庁としても難しいと思います
1番委員	だけど、水産庁は5トン未満の船も承認するのだから。そう言いましたよね。東京都がしているわけではないでしょう。
水産課	それは、沿岸くろまぐろ漁業の承認のことですよ。
1番委員	だから、クロマグロを釣るわけだから。国がやっている承認でもって。
水産課	あくまで、この実績というのは、伊豆諸島の海域で操業した実績ということなので、その実績がない船については遠慮いただきたいと思っています。
1番委員	そんなことを言ったら。自由だろと言われてしまいますよ。
4番委員	国からは、この承認証はもらえるわけだろう。それは国の問題ですよ。
水産課	そうです。
4番委員	東京都の海面に入るときは、東京都の承認があると理解していいのですか。
水産課	そうです。私どもとしては、東京都の海面では操業は認めない、実績がない船

	は認めない。
1 番委員	だけど、書類的には、国の承認も取っているじゃん、申請だけはして取っているのだってよ。
水産課	ただ、5トン未満の船の承認は今まで出していないですし、それから、実績を持っている船も、現在聞いた限りではほとんどないはずですよ。そういうことで、この時点であれば、東京都海面からはご遠慮いただき、どこか別の海域でやってくださいということで、ご説明しようと思っております。
1 番委員	いや、それは通らないと思いますよ。
4 番委員	まずは、反論がでたときのことを考えておかないと。それはもう頭の中に置いておいてやらないと。
水産課	基本的には、よその海域で操業してください、東京都以外の海域でやってくださいということになるかと思っております。その点は、こちらとしても最大限慎重にやっていきたいと思っております。
9 番委員	1つ教えてください。過去の実績というのはどこで押さえられますか。
水産課	疑わしい船、申請者については、まずはその県の水産課長の確認書。この船の提出した書類は正確なものであるといった内容の確認書を添付して、県のほうにも精査を求めています。
1 番委員	静岡でも、昔は結構マグロのひき縄をひいていたのだから、「俺らは昔やっていた」と言ってやられたら。結構昔のことだけど。
水産課	かなり、大昔に操業していたものを出すということですか。
1 番委員	相当、大昔でしょう。
水産課	そのことを実績だと言われた場合でも、やはりこれは認められないと考えています。このTAC制が導入されて、今のような漁場環境、操業状態になったわけですよ。それも、大体ここ5年ぐらいと思っています。それで、過去5年ということで、私どもは調査期間を定めています。
10 番委員	操業実績というのは水揚げ実績ですか。
水産課	そうです。
10 番委員	操業しても水揚げがない場合は、実績に当たらないということでしょう。
水産課	当たらないです。そこは1キロ以上の水揚げとしています。1キロ以上というのは、先ほどの国の沿岸くろまぐろの承認と同じ基準にしています。
10 番委員	そうすると、過去5年間の水揚げのデータがあるかないかということになるのですか。
水産課	そういうことにもなります。そのところは、疑わしいものについては、例えば「市場の仕切り伝票」ですとか、そういった証拠書類を提示してもらい、はっ

	きりと証明できなければ、ご遠慮いただくということで考えています。
10 番委員	そこまでに、県庁があるところまでは実績として認めるという話ですか。あるかないかということで、自己申告でやられた場合に、果たして県庁がそれは証拠に当たらないと突っぱねることができるかどうかですよね。それで、県庁から出された書類を、今度は、東京都がどうやってそれを確認するのかという話になってくると思うのですね。
水産課	やはり、それは疑わしければ、県に追加で調査をお願いしますし、我々としても、さっき言ったような伝票とか、漁協の方々からの聞き取り等も含めて、総合的に判断するということです。
10 番委員	そういった場合、この委員会の場合での判断を尊重してもらいたいのですよ。前のように、申請があって実績があるからということで、事務的に承認を出してしまっているわけですよ。
水産課	あの場合は、代船申請で、使う船が変わったというだけのため。
10 番委員	その辺の判断が今回は難しいだろうから、こういった委員会の場合で、委員の意見を聞いて、これは疑わしいのではないかということについては、委員の意見も取り入れて、駄目とするのか保留するのか、委員会に判断の基準は聞かせてもらいたいです。
水産課	その辺は、今後検討させていただけますでしょうか。あまり、委員の皆さんに、直接的なご負担をかけることはこちらの本意ではないかと思っています。
10 番委員	他の委員さんがどうなのか分からないですけども、自分たちの漁場を守るという意味では、やはりそのくらいの覚悟はしているのではないかと思うのですが、どうなのでしょうかね。
4 番委員	いいですよ。自分らの漁場を守るためならなんなりと。
水産課	取りあえず、そういった案件が出てくるときには、ご相談させていただければと思います。
4 番委員	俺たちも守らないとしようがないものな。
水産課	浜川委員がおっしゃったようなことは、こちら心にとめておきますので。
10 番委員	それともう1つ、これが、もし承認されたとすれば、枠数の中にカウントするのですか。それとも、新たに枠を増やすことになるのですか。
水産課	そういう形になるかと思えます。
10 番委員	5トン以上と、5トン未満とで分けるとか。
1 番委員	枠は同じでしょう。1つの枠の中でやらせるわけですよ。
水産課	枠は追加しないとまずいですね。
1 番委員	だけど、キロ数は同じでしょう。

水産課	承認の枠ではなく、採捕の枠のことですよね。 もちろん、採捕の枠、キロ数はもちろん同じ枠の中です。
1 番委員	それを取りっこするだけでしょう。だから、東京の海域で魚を獲っていないくて、静岡県のだこかの海域で獲ってきた実績は、承認の枠にならないのですね。そうでしょう。
水産課	実際、静岡県のはえ縄船、ひき縄船も、クロマグロについては、東京都の海面でも操業があると思います。東京都の姿勢としては、実績がなければ認めない。どこか、よその海面で操業してくださいということ。
4 番委員	現在、追加で出すとしたら、神奈川県は1隻しかないわけでしょう。
水産課	そうですね。あと、千葉県でも操業していた船はあるので、そこら辺りは出てくるかという気はしているのですが。
4 番委員	そうすると、増えるということだよ。
10 番委員	だから、増えるということなのですよ。
水産課	ちょっと違います。もう、既に、自由漁業として操業している船が何隻かあるのということになります。
4 番委員	もう、操業しているからね。
10 番委員	これからの船という話ですよ。これから入る船については、やはり、各県何隻までということ制限する中での話なのだけど、どこか制限をかけないと、いろいろ、今後も混乱するでしょう。
水産課	これは、実績がある船しか認めないという方向で話を進めていますから。
10 番委員	例えば、北黒瀬に入る船は、静岡が何隻とか、千葉が何隻とかという決め方は、これから先の話ですが、決めていかないと。5トン未満船が増えて、どんどん漁場に入って来られるような状況になってしまうと、大変なことになるのですよ、それも含めて。
水産課	それは、また別途、漁場調整の面からと考えています。
10 番委員	出た後の話ですけども、そういうことも、同時進行で進めていかないと、きっと大混乱しますよという話です。
水産課	分かりました。
会長	また、クロマグロで新しい難問が出てきてしまいました。
11 番委員	5トン未満でも、一人の操業で、ミニはえ縄ができてしまうからね。
水産課	そうです。今後、漁場の特性からあまり長く縄は張れないので。
10 番委員	どうでしょうか。縄の回数を決めるとか、漁場に入る隻数を制限するとかということもやらないと、全く混乱する一方で、結局、東京都の漁民だけが、はじき

4 番委員	<p>はじき出されてしまう結果になるのですよ。 被害を被るのは、東京都の漁業者ばかりに。</p>
水産課	<p>全部で3隻というのは、多分1隻はその県での船籍にするのでしょうが。あとの2隻がどこの船籍となるのか。東京都も気をつけないと、地元に入ってくるかもしれないし、どういう手段を使って入ってくるか分からないから、そのことはみんなで、気をつけてほしい。現実には、島の船籍に入れてくれないかという話が来たというようなことも聞いていますし、丁重にお断りしたようです。そういう可能性もあることを、みんなで気をつけてもらわないと、1箇所入られると広がっていく可能性を持っているかもしれない。</p>
会長	<p>実績を積み上げられてしまう前に。対応のほどよろしく願いいたします。 他に、その他でいかがでしょうか。</p>
事務局長	<p>最後になります。次回につきましては、11月24日木曜日、午後2時からということで、ここ島しょ農林水産センターをお借りして開催する予定にしております。議案につきましては、本日決定いただいておりますが、「公聴会の開催について（決定）」と、先ほど水産課からも話があった「伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について（1～5月）」についてお諮りいたします。それから、「東京海区における遊漁者によるひき縄釣の委員会指示について」、「伊豆諸島海域におけるいか釣漁業の委員会指示について」、こちらを審議する予定になってございます。</p> <p>それから、今後の予定になります。来月8日は東日本ブロック会議で、ウェブ会議ですが、有元会長と岩田委員にお願いしたいと思っております。</p> <p>それから、28日太平洋広域漁業調整委員会と南部会。例年、南部会では伊豆諸島のキンメダイの資源管理について審議されてございますが、有元会長を代表委員として出席をお願いしております。</p> <p>それから、翌日の29日。これにつきましては、一都二県連合海区漁業調整委員会。2年に1回の開催であります。午前中10時半から、木更津人工島の委員会指示についてを審議する予定になってございます。代表委員としましては、有元会長、井上委員、小島委員、それから本日ウェブの丸委員ということであります。</p> <p>それから12月に入り、12月15日に、その次の海区漁業調整委員会を開催したいと思っております。同じく島しょセンターで考えてございます。午前中には、本日と同様、海面利用小委員会を予定してございます。</p> <p>それから、これも例年ですが、前日が資源管理型漁業推進協議会。水産課が事務局でございますが、同じく島しょセンターで予定してございます。</p> <p>それから、公聴会の関係。先ほどお話ししましたが、翌週の22日に三宅、八丈、小笠原支庁管内について、ウェブで予定してございます。</p> <p>それから、年明けの第1回の海区委員会。公聴会と併せてになりますが、大島支庁管内で、17日に開催を予定してございます。以上でございます。</p>
会長	<p>年内の委員会から年明けの大島の公聴会までの日程が決まっております。どうぞよろしく願いいたします。</p>

これもちまして、第150回の委員会を終了したいと思います。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

ここにきて感染者が減ってきているような様子ですが、また、いつ新しい変異株が出てきて騒ぎになるのか、マスクが取れる日がいつになるのか、まだ分かりませんが、当分このような形で進んでいくのかなと思っています。

各島の皆様、状況を判断いただいて、委員会参加についてウェブ参加も含めてご判断いただければと思っております。

今日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午後3時25分、会長、第150回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)